

東久留米市空き家バンクの媒介等に関する協定書

東久留米市(以下「甲」という。)と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部(以下「乙1」という。)、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部(以下「乙2」という。)(以下総称して「乙ら」という。))とは、東久留米市空き家バンク設置要綱(令和〇〇年〇〇市訓令乙第〇〇号。以下「要綱」という。))第△条第△項に規定する空き家(以下「空き家」という。))の媒介等に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙らは、地方公共団体及び公益社団法人としての各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「空き家の媒介等」とは、空き家の売買、賃貸借等を希望し、甲に登録申し込みをした者(要綱第△条の規定により登録をしたものをいう。以下「登録者」という。))の物件に対し、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。))と当該物件の売買、賃貸借等の代理又は媒介を行うことをいう。

(業務執行体制の整備)

第3条 乙らは、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- (1)社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- (2)取引の信頼性と安全性の確保

(媒介等に係る協力の依頼)

第4条 甲は、登録者の希望等により乙らに対し空き家の媒介等に係る協力を依頼し、又は依頼を中断若しくは終了するときは、東久留米市空き家バンクの媒介等に係る協力(中断・終了)依頼書(様式第△号)により行うものとする。

(媒介等の業務)

第5条 乙らは、前条の規定により甲から空き家の媒介等に係る協力を依頼されたときは、当該依頼に適した空き家の媒介等を行うものとする。この場合において、要綱第△条の規定の趣旨を尊重しなければならない。

2 甲は、要綱第△条の規定による利用申込みがあった場合は、速やかに登録者及び乙らに通知し、乙らは、当該利用希望者の希望する空き家の媒介等を行うものとする。

(媒介等に係る結果等の報告)

第6条 乙らは、第△条の規定により依頼を受けた登録者と媒介の契約を書面で締結するものとし、当該契約締結後、速やかにその写しを甲に送付し、報告するものとする。

2 乙らは、前条の規定による媒介等の結果について、3 か月以内に東久留米市「空き家バンク」の媒介等に係る結果報告書(第△号様式)により甲に報告するものとする。

(媒介等の報酬)

第7条 空き家の媒介等に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

2 前項の規定にかかわらず賃貸借の媒介の場合に限り、登録者からの報酬は無報酬とする。

(苦情又は紛争の処理)

第8条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲及び乙らが協議の上、処理するものとする。ただし、空き家の媒介等の業務に係る事項については、乙らの責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙らは、相手がこの協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙らに損害が発生した場合であっても甲はその賠償の責を負わない。

(情報の管理及び目的外利用の禁止)

第 10 条 乙らは、この協定により得た情報について責任を持って管理し、空き家バンクに係る乙らの利用目的以外に利用してはならない。

(その他)

第 11 条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙らが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙らにおいて記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇〇日

甲 東久留米市長 〇〇 〇〇

乙1 公益社団法人
東京都宅地建物取引業協会北多摩支部
支部長 〇〇 〇〇

乙2 公益社団法人
全日本不動産協会東京都本部多摩北支部
支部長 〇〇 〇〇